除伐（枝打）事業仕様書

椎葉村

1　林内の雑草並びに有用樹以外の雑木及びつる類は、すべて地際から伐倒、刈払いし、植栽木等の成育の支障とならないよう林内に残置し、林外に持ち出さないこと。

2　刈倒に当たっては、植栽木等に損傷を与えないよう注意すること。

3　造林木以外の有用樹については、監督員の指示に従い保存に努めること。

4　植栽木中の不良木、奇型木は、監督員の指示を受け伐倒すること。

5　植栽木等の下枝を除去する場合は、樹幹にそって枝の下方から切り上げ、次に上から切りおろす方法で、鉈又は鋸を使用して幹に平行に、かつ、幹に接して幹に損傷しないように行うこと。

6　植栽木の成長が悪く成林の見込みのない部分があるとき、植栽木以外のものも適宜残置し、裸地を作らないようにすること。

7　伐倒すると残存木に損傷を与えるような大径木は、監督員の指示に従い周囲を30センチメートル程度の幅を剥皮し、かつ、木質部まで伐り込んで巻枯しすること。

8　つる類が、植栽木等に巻きついている場合は、ていねいに除去すること。

9　伐倒木が歩道、その他の通路をしゃ断しないよう注意すること。

10　契約書並びに仕様書に明示してない事項、その他不審なことがらが発生した場合は、監督員の指示を受けること。

（枝打）

1　原則として力枝より下の枝を除くこととするが、特別な事情により、これによりがたいときは、村の指示に従うこと。

2　枝打は幹にそって垂直に鋭利な刃物又は鋸で除去するが、この際、下側の樹皮がさけないよう事前に切れ目を入れておくこと。

3　切除後に枝の下部に切掛を作らず、切口の表面に平滑にすること。